

## 太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金交付要綱

太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金交付要綱（平成23年10月21日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間の老人福祉施設等（以下「施設等」という。）における防災対策上必要な補強等の改修を促進し、地震等の防災対策を強化し、及び利用者の安全確保を図るため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して予算の範囲内で太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成30年4月27日厚生労働省発老0427第9号厚生労働事務次官通知の別紙）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成30年4月27日老発0427第3号による改正後の平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「国実施要綱」という。）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する定員29人以下の市内の既存の高齢者福祉施設等を運営する者であって、当該高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための事業を行う者として市長から選定され、国実施要綱に基づき作成された先進的事業整備計画によって国から採択の内示を受けたものとする。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (2) 軽費老人ホーム
- (3) 認知症対応型通所介護事業所
- (4) 認知症高齢者グループホーム
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が前条各号に掲げるいずれかの施設等において実施する次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 震災、土砂災害等に対する防災対策を目的とした改修事業

- (2) アスベストの処理工事及びその後の復旧工事に関連する改修事業
- (3) 新築又は改築後10年を経過し、使用に堪えなくなった浴室、食堂等の改修事業
- (4) 災害発生等による大規模停電時に使用する自家発電設備の整備事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）とし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び相当と認められる購入費等を含むものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 既に実施している補助対象事業に係る経費
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に経費の一部の負担又は補助を受けている補助対象事業に要する費用
- (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因した経費
- (4) 補助金の交付の対象となる施設等の目的以外の用途に使用するための経費
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している状態を改善するための経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業に要する経費として相当と認められない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の区分に応じ当該各号に定める補助対象事業の実施に係る補助金の交付基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、国からこれと異なる額で交付予定額が内示された場合は、国の内示額を補助金の額とする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に規定する高齢者施設等を運営する補助対象事業者 15,400,000円
- (2) 第2条第3号から第7号までに規定する高齢者施設等を運営する補助対象事業者 7,730,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 交付申請額内訳書（様式第3号）
- (4) 工事に係る設計図・導入予定機器の資料
- (5) 設置箇所を明示した平面図及び写真等
- (6) 見積書又は工事設計書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の条件）

第7条 規則第6条第3項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業（補助金の交付の決定を受けた補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業者（補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日をいう。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (8) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札その他市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (12) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (13) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。  
（変更又は中止の申請）

第8条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、規則第9条に定める補助金等交付決定変更申請書に、その内容に応じて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付申請額内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（実績報告）

第9条 補助事業者は、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 精算額算出内訳書（様式第7号）
- (4) 補助事業を行うために締結した契約に係る契約書の写し
- (5) 設置箇所を明示した平面図
- (6) 導入機器の設置写真又は購入機器の写真
- (7) 補助事業に係る経費の支払を証する領収書の写しその他これに準ずるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に、改正前の太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金交付要綱の規定によりされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた決定、手続その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定をする太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金の額について適用し、同日前に交付の決定をした太田市老人福祉施設等防災補強等改修事業費補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。